省　令

○農林水産省令第五十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第二十七条第二項及び第四十七条第二項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「又は対象農業者」を「、対象農業者又は農業者戸別所得補償交付金（てん菜の生産面積に応じて交付する交付金又はてん菜の品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。）の交付を受けた者」に改める。

第四十七条中「又は対象農業者から」を「、対象農業者又は農業者戸別所得補償交付金（でん粉原料用ばれいしよの生産面積に応じて交付する交付金又はでん粉原料用ばれいしよの品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。以下この条において同じ。）の交付を受けた者から」に、「又は対象農業者が」を「、対象農業者又は農業者戸別所得補償交付金の交付を受けた者が」に改める。

第四十八条の見出し中「でん粉原料用いも交付金」を「国内産いもでん粉交付金」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○総務省告示第四百十四号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録について、同条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十三日

総務大臣　川端　達夫

1　名称　Bay Area Compliance Laboratories Corp.

2　登録年月日　平成23年８月８日

3　住所　1274 Anvilwood Avenue, Sunnyvale, CA 94089, アメリカ合衆国

4　登録に係る区分　電波法第38条の２の２第１項各号に掲げる事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第４条各号に掲げる事業の区分

告　示

○宮内庁告示第九号

平成二十三年九月七日に行われた皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選において、次のように当選した。

平成二十三年九月十三日

互選管理者

宮内庁長官　羽毛田信吾

議　員　正　仁　親　王　殿下

議　員　正仁親王妃華子　殿下

予備議員（職務を行う順序第一順位）

文　仁　親　王　殿下

予備議員（職務を行う順序第二順位）

崇仁親王妃百合子　殿下

○国家公安委員会告示第二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十三日

国家公安委員会委員長　山岡　賢次

第一号の表四百九十七号の項中「佐世保市」を「長崎県北松浦郡佐々町」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第四百十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十三日

総務大臣　川端　達夫

第一項の表中

MiCOM Labs	210

を

MiCOM Labs	210
Bay Area Compliance Laboratories Corp.	211

に改める。

○総務省告示第四百十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十三日

総務大臣　川端　達夫

第三号の表中

Siemic, Inc.	208

を

Siemic, Inc.	208
Bay Area Compliance Laboratories Corp.	211

に改める。

○外務省告示第三百二十一号

一　エストニア共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十二年十二月二十日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にエストニア共和国について効力を生じた。

二　イエメン共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十三年二月九日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

㈣　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にイエメン共和国について効力を生じた。